

令和3年4月から「草木」リサイクルを開始します

～ 処理施設へ直接持ち込む場合の要件が緩和されます ～



刈草



剪定枝

令和3年4月から、ご家庭から出る草木類のリサイクルを開始します。

これまで、ご家庭から出た刈り草や剪定した木枝は、可燃ごみとして焼却処理してきましたが、可燃ごみを減らし、資源を有効活用するためご理解ご協力をお願いします。

【対象】

○刈草・剪定枝 など（主にご家庭の庭等から出るもの）

※対象外：木の根、建設廃材の木くず・木製の粗大ごみ、材木・木製パレット等

【出し方】

○処理施設(下図)に直接持ち込む場合○

- ・木枝は長さ1.5m、直径15cm以下です
- ・刈草、木枝ごとにあらかじめ分けてください
- ・草木以外は混ぜないでください
- ・車の荷台に乗せる場合、袋や紐は不要です
- ・運搬中に飛散しないようご注意ください
- ・手数料がかかります(家庭系10kg100円、事業系10Kg200円)

○ごみ集積所に出す場合○

- ・刈草は指定ごみ袋に入れて出してください
- ・木枝は長さ60cm、直径5cm以下です
- ・ひもで縛る場合、容量分の指定ごみ袋をつけてください
- ・1回に出す量は、原則2～3袋を目安としてください



【注意】

- ・土や泥は、十分落としてください
- ・天日で乾燥させるなど水分を落としてください
- ・ひもで縛る場合、ビニールや麻のものをご使用ください
- ・1袋(束)の重さは、5Kg程度を目安にしてください

